

## 9 . 障害者の権利擁護 身 知 精 難 発

### ( 1 ) 障害者差別

八王子市では、平成 24 年 4 月 1 日から「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を施行し、障害者への差別の解消に取り組んでいます。また、平成 28 年 4 月からは「障害者差別解消法」が施行される等、障害者への差別解消に対する取組は全国に広がりを見せています。

#### 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

八王子市では、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者の差別をなくすための取組を推進するため、指定都市を除く市町村では初となる条例を制定しました。市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

#### 不当な差別的取扱いの禁止

「障害者差別解消法」及び「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」では不当な差別的取扱いが禁止されています。

不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所、時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することです。

#### 合理的な配慮について

「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」では、障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上での障壁（社会的障壁）を除去するために「合理的な配慮」について規定しています。

「合理的な配慮」とは、障害のある人が障害のない人と同じことをするとき、周りの人が、障害のある人に合わせて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力の負担がかかりすぎない範囲で行うことをいいます。例えば、お店で視覚障害のある人に商品の説明や値段を伝えたりすることや、医師が知的障害のある方に診断の結果を伝える際にやさしい言葉で説明すること等が挙げられます。

#### 差別に関する相談

障害者は、本人に係る差別に該当すると思われる事案の相談をすることができます（相談先は P 83「虐待・差別に関する相談窓口」を御覧ください。）。市は相談があったときには、事実の確認・調査、助言・情報提供、関係者間の調整、関係行政機関の紹介などを行います。

#### 八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会

「八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会」とは、差別に該当すると思われる事案に係る申立てについて調査審議したり、差別事案に適切に対応するため、弁護士や有識者等で構成される市長の附属機関です。

障害者が差別に該当すると思われる事案を市長に申し立てた際、市長からの諮問を受け、その適否について判断します。

市長は、その判断を受け、必要と認められる場合には助言又はあっせんを行います。

## (2) 障害者虐待

八王子市では障害者福祉課内に「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者への虐待防止に取り組んでいます。

### 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者の尊厳を守り、自立及び社会参加を推進するために虐待を防止するとともに、予防と早期発見の取組を国や地方公共団体、国民などに求め、擁護者（家族等）に対する支援措置を講ずる等を定めた法律で、平成24年10月に施行されました。何人も障害者を虐待してはならない旨や、障害者の虐待の防止に係る国・地方公共団体の責務、虐待の早期発見を実現するために家庭や福祉施設、職場での虐待の発見者に法律上の通報義務等があることなどが規定されています。

### 虐待の種類

養護者（家族等）、障害者福祉施設従事者等、使用者からの虐待には、次の5つの種類があります。

身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
性的虐待	わいせつな行為をし、又はわいせつな行為をさせること。
心理的虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
放棄、放任 (ネグレクト)	衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他必要な介助などを著しく怠ること。
経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

### 虐待に関する相談

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、以下の「虐待・差別に関する相談窓口」に相談・通報してください。市は相談・通報があったときには、事実の確認・調査、助言・情報提供、関係者間の調整、関係行政機関の紹介等を行います。

### 虐待・差別に関する相談窓口

障害者の支援を強化するため、市役所1階の障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、市内の下記5か所の相談支援事業所と連携し、虐待・差別に関する相談等をお受けします。お近くの相談窓口に、御相談ください。

相談窓口	住所	電話
八王子市役所障害者福祉課 (八王子市障害者虐待防止センター)	八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所1階	☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444
(特非) ヒューマンケア協会 障害者相談支援センター ぴあらいふ	八王子市明神町4-14-1 1階	☎ 042-646-4991 Fax 042-646-4876
(特非) サポート南多摩 障害者生活支援センター サポート南多摩	八王子市南大沢2-25 フォレストモール南大沢208	☎ 042-682-5343 Fax 042-682-5342
(福) もくば会 八王子地域生活支援室 高尾	八王子市東浅川町914-6 東浅川ビル1階	☎ 042-629-9088 Fax 042-629-9089
(特非) わかくさ福祉会 地域生活支援センターあくせす	八王子市子安町3-6-7 サザンエイトビル3階	☎ 042-631-1022 Fax 042-649-1276
(特非) 多摩草むらの会 相談支援センター 待夢	八王子市松木48-10 グランドウール105	☎ 042-682-4670 Fax 042-682-4056

**虐待の通報は24時間受け付けています。夜間・休日の緊急通報先は次のとおりです。**

☎ 042-626-3111 (市役所守衛室) ☎ 080-4729-8284 (市委託事業所夜間共通対応番号)

### (3) 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業

#### 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方を対象に、本人の権利を守る援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

福祉・医療・介護サービス等の各種手続や契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理などについて、本人の意志をできるだけ尊重し、生活を送る上で一方的に不利益が生じないように、権利や財産を守ります。

家庭裁判所に申立て、成年後見人等の選任が行われます。

#### 本人の住所地が八王子市の方の申立先

申立て先	所在地	電話
東京家庭裁判所 立川支部 後見係	立川市緑町 10-4	☎042-845-0321 < <a href="https://www.courts.go.jp/">https://www.courts.go.jp/</a> >

#### 地域福祉権利擁護事業

高齢者、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して暮らせるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用について支援します。必要に応じて日常的な金銭管理サービス、重要書類等の預かりサービスを利用できます。

#### 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業に関する相談窓口

相談窓口	所在地	電話
八王子市社会福祉協議会 成年後見・あんしんサポートセンター八王子	八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市役所 8階	☎ 042-620-7365

